

販 売 店 各 位

一般財団法人日本自動車査定協会
愛 知 県 支 所
支 所 長 寺 町 一 憲

商品中古自動車 自動車税種別割減免に係る確認証明申請のご案内

表記の件、愛知県県税条例に基づく自動車税種別割の減免（商品中古自動車減免）申請に係る確認証明を本年も当協会が行います。

下記の内容をご理解の上、確認証明の申請をされますようご案内いたします。

記

1. 減免の対象となる中古自動車販売業者

- (1) 古物商の許可を受けていること。
- (2) すべての自動車税種別割（延滞金を含む）について滞納のないこと。
- (3) 令和5年度すべての自動車税種別割を納期限までに納付していること。
- (4) 地方税に関し罰金以上の刑に処せられ、又は通告処分（科料相当を除く）を受けた場合は、減免申請書の提出期限において3年を経過していること。
- (5) 地方税に関し滞納処分を受けた場合は、減免申請書の提出期限において2年を経過していること。

2. 減免対象となる商品中古自動車及び減免額

- (1) 商品として取得されたもので、令和5年4月1日において商品として所有され展示されていること。
- (2) 運輸支局の登録を受けており、令和5年4月1日において新規登録以外の登録により登録上の所有者・使用者が、減免を申請する中古自動車販売業者と同一となっていること。

※除外するもの… ①新規登録車（新車、中古車）

②軽自動車

③社用車、代車用車両（レンタカー）

④他県登録車

※注意 前年申請された商品車を、その後社用車及び代車にされている場合、申請対象にならないので十分に気を付けてください。

- (3) 査定協会において、商品中古自動車であることの証明がされていること。
- (4) 減免額は、管轄の県税事務所にてご確認ください。

3. 商品中古自動車証明申請の手続き（査定協会窓口）

(1) 商品中古自動車証明申請書（3枚セット）

（申請書をパソコンで作成できます。査定協会愛知県支所 HP より EXCEL ファイルをダウンロードしてください。）

※昨年度のファイルは使用せず、本年度用のファイルを新たにダウンロードして使用してください。（ファイル名は変更せずに保存して下さい。）

- (2) 古物商許可証の写し
- (3) 自動車検査証（電子車検証においては、自動車検査証記録事項）の写し（申請書の番号順）
- (4) 主たる営業所等の届け出に関する自認書（初申請、令和2～4年度未申請の方のみ）
- (5) 証明申請期限 令和5年4月3日（月）～ 令和5年4月28日（金）
- (6) 証明書発行は協会での調査確認後、FAX等にて協会より連絡
- (7) 証明書交付時、証明手数料（500円／台＋消費税）、レターパック代（一律520円）が必要

4. 減免申請先

自動車税種別割の減免を受けようとする自動車を管轄する県税事務所

以上

減免申請の手続きは必ず管轄の県税事務所にて行って下さい

- 自動車税種別割減免申請書及び明細書（県税事務所窓口にあります）
 - 古物商許可証の写し
 - 査定協会から交付された商品中古自動車証明書
 - 申請提出期限は自動車税種別割納期限（令和5年5月31日（水））
 - その他
- 詳細は管轄の県税事務所にて直接お問い合わせ下さい。
-